

平成16年10月20日  
川崎市財政局

## 超長期市場公募債の発行

- 本市においては将来の金利変動リスクを抑制する観点から中期（5年）、長期（10年）、超長期（10年超）をそれぞれ3分の1程度ずつ発行していく基本方針をもっており、財政投融资改革の影響によって政府資金の借入額が減少していく中、超長期の民間資金調達必要性が高まっています。
- 平成16年4月に15年満期銀行等引受債の発行を行いました。今後安定的に資金調達するために、新たな取り組みとして超長期市場公募債（償還期間15年）150億円を、本年11月下旬～12月上旬を目途に発行します。
- 15年債は、自治体での市場公募債としての発行事例がないことから、新たな地方債銘柄としての需要が見込め、投資家層の拡大につながるものと考えられます。
- なお、引受金融機関、受託・登録機関については、従来のシ団引受方式と異なり入札的手法により決定します。

### 1 発行時期

発行タイミングとしては超長期ゾーンの発行が増える年末及び来年4月からのペイオフ解禁を控えて公社債投資を控える3月を除いた11月、1月、2月頃が適当とされており、現在の低金利によるメリットを享受するために11月下旬～12月上旬を目途とします。

### 2 償還年限

15年後に再び15年債で借換を行うことにより継続的な発行が可能であり、また、競合銘柄が少ないことから発行タイミングの自由度が高い償還年限です。しかし、20年債に比べると絶対的な投資家層が少ないので慎重な起債運営が必要とされます。

### 3 発行額 150億円

### 4 条件決定方式

条件決定の透明性を確保するために、発行条件を競争入札（イールドダッチ方式）によって決定します。

5 入札参加予定者

本市市場公募債引受団メンバー及び本市引受団への参入意欲や国債等の引受実績を勘案したうえで、本市が認める28金融機関のうち参加を希望する者

6 発行スケジュール(予定)

10月下旬	入札参加希望意向調査 受託・登録金融機関入札
11月下旬	引受金融機関入札
11月下旬～12月下旬	発行

---

問合せ先  
財政局財政部資金課  
電話 200-2187

---